

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IFRS in Focus

## IASBが、負の補償を伴う期限前償還要素に係るIFRS第9号の修正を提案

### 目次

なぜ本修正が提案されたか？

修正案は何か？

発効日、経過措置およびコメント期間

本IFRS in Focus は、国際会計基準審議会（IASB）によって公表された最近の公開草案 ED/2017/3に示された、IFRS第9号「金融商品」の修正案を要約したものである。

### 要点

- IASBは、「合理的な追加の補償」という考え方によって生じた意図しない結果を改善している。IASBは、オプション保有者が早期終了に対する補償を「受け取る」とことなる期限前償還オプションを有する金融資産が、一定の要件を満たす場合に償却原価で測定されることを認めるために、IFRS第9号への狭い範囲の修正を提案している。
- 提案された発効日：2018年1月1日
- **コメント期間は30日**で、2017年5月24日に終了する。

### なぜ本修正が提案されたか？

IFRS第9号B4.1.11項(b)では、金融商品の早期終了に対する「合理的な追加の補償」を含む金額で負債性金融商品を期限前償還することは、元本および元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フロー（SPPI）を生じるという条件に該当することを規定している。この「補償」という用語が、負の補償、すなわち、オプションを行使する当事者が早期終了に対する補償を他の当事者に支払うのではなく、他の当事者から「受け取る」場合を含むのかどうかについての実務上の疑問が生じた。

負の補償は、例えば、金融商品が現在の市場金利で割り引いた契約上の残存キャッシュ・フローを反映する金額で期限前償還が可能な場合に生じる可能性がある。金融商品の当初認識時以降の金利の変動によって、オプション保有者は、期限前償還時点の元本残高および利息を上回る金額を支払うこと（すなわち、補償を支払うこと）になるか、または、下回る金額を支払うこと（すなわち、補償を受け取ること）になる。IASBは、IFRS第9号を適用するとこれらの金融商品が元本及び元本残高に対する利息の支払のみという条件を満たさず、純損益を通じて公正価値での測定（FVTPL）が必要となることを懸念した。そのような期限前償還要素は、例えば、企業向けローンや個人向け不動産担保ローンのような、それ以外の点では「プレイン・バニラ」な貸付商品として普及している。IASBは、そのような資産を償却原価<sup>1</sup>で測定し、正味金利マージンのような主要な指標に含めることが、FVTPLよりもこれらの金融資産の業績について財務諸表の利用者により有用で目的適合性の高い情報を提供することになると決定した。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

<sup>1</sup> 本IFRS in Focusを通じて、償却原価への参照は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVOCI）ことに適格である負債性金融商品にも関連性がある。償却原価とFVOCIの双方とも、事業モデルの評価が条件となる。

### 修正案は何か？

IASBは、期限前償還が可能な金融資産が次の双方の要件を満たす場合に償却原価で測定されることを認めるために、IFRS第9号の狭い範囲の例外を提案している。

- (a) 金融資産が、オプション保有者が早期終了に対しての合理的な追加の補償を「受け取る」可能性があるという理由のみでIFRS第9号B4.1.11項(b)を満たさず、それ以外の点では当該要求事項を満たしている。
- (b) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

### 発効日、経過措置およびコメント期間

IASBは、本修正の発効日を2018年1月1日とし、遡及的に適用することを提案している。特別な経過措置が適用される。

コメント期間は30日で、2017年5月24日に終了する。

### 見解

厳しいコメント期限は、修正案の範囲の狭さと2018年1月1日の発効日に間に合うように問題を解決するための緊急性という観点で設定された。発効日は、作成者がそのような期限前償還オプションを含む金融資産に公正価値会計を適用してから、修正案の発効後に償却原価に戻すことを避けるため、IFRS9の発効日と合わせて設定された。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**